

東京都北区低入札価格調査制度実施要綱

30 北総契第 2433 号
平成 31 年 3 月 27 日区長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都北区（以下「北区」という。）が発注する工事請負契約に係る入札において、東京都北区契約事務規則（昭和 39 年 3 月東京都北区規則第 4 号。以下「規則」という。）第 26 条第 3 項の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施及び落札者の決定に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱の対象となる工事請負契約の範囲は原則として次のとおりとし、東京都北区入札等審査委員会規則（平成 21 年 3 月東京都北区規則第 33 号。以下「入札等審査委員会規則」という。）に定める東京都北区入札等審査委員会の決定によるものとする。

- (1) 予定価格が 9,000 万円を超える工事請負契約に係る制限付一般競争入札
- (2) 東京都北区施工能力審査型総合評価方式試行要綱（20 北総契第 1536 号）に基づく工事請負契約に係る制限付一般競争入札

(調査基準価格)

第 3 条 区長は、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を予定価格の十分の九から十分の七までの範囲内において設定し、当該工事の内容及び予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事の請負ごとに適正に定めなければならない。

- 2 区長は、調査基準価格を定めたときは、調査基準価格を定めたことを制限付一般競争入札の公告又は当該入札の参加者への通知等において明示するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により調査基準価格を定めた場合は、規則第 18 条の予定価格を記載した書面にあわせて記載し開札場所に置かなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、電子調達案件にあっては、調査基準価格をあわせて記載し開札場所に置くことに代えて、調査基準価格を電子調達サービスに登録するものとする。

(失格基準)

第 4 条 区長は、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる価格（以下「失格基準」という。）を予定価格の十分の九から十分の七までの範囲内において設定する。

- 2 失格基準を下回る価格での入札は、第 8 条に規定する調査を行わず、失格とする。

(低入札価格調査委員会)

第 5 条 区長は、低入札価格調査を適正に行うため、調査基準価格を下回る入札があった場合における当該契約の履行の可否を審査する北区低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、入札等審査委員会規則第 3 条に規定する第一委員会の委員長及び委員をもって構成する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員会は、必要のつど委員長が招集する。
- 5 委員長は、特に必要があると認めた場合は、臨時委員を置くことができる。
- 6 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長の職にある委員が委員長を補佐し、その職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、総務部契約管財課で処理する。
- 8 委員会の運営について、必要な事項は総務部長が定める。

(落札決定の保留)

第6条 区長は、入札の結果、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準を下回らない価格で入札が行われた場合には、入札者に対してその場で落札の決定を保留する旨を宣言するとともに、落札者は調査の結果、後日決定することを周知し、入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 区長は、調査基準価格を下回り、失格基準を下回らない価格で入札を行った者から、次の事項を範囲内とし、当該契約ごとに必要な調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書（積算参考書に示す項目単位）
- (3) 契約対象工事近辺での手持ち工事・関連する手持ち工事の状況
- (4) 配置予定技術者
- (5) 契約対象工事個所と入札者の事業所・倉庫等の立地関係
- (6) 手持ち資材の状況
- (7) 資材購入先、資材購入先と入札者の関係
- (8) 手持ち機械数の状況
- (9) 従事者の供給見通し、雇用関係
- (10) 過去3年での公共工事での履行状況等
- (11) 1次下請予定業者の状況及び下請金額
- (12) 建設副産物の搬出地
- (13) 経営状況及び信用状況
- (14) その他必要な事項

2 調査は、前項各号に定める事項の書面及び事情の聴取により行う。

3 第1項に規定する調査に係る書面は、入札した日から起算して3営業日以内の午後5時までを提出期限とし、当該期限までに提出がない場合、又は書面の不足、不備と認める場合は失格とする。

(委員会への付議)

第8条 区長は、前条による調査を終了したときは、履行可否の審査を求めため、委員会に付議するものとする。

(委員会の審査結果に基づく落札者の決定等)

第9条 委員会が、審査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行が可能と判断したときは、区長は当該入札価格の入札者を落札者とし、その旨を通知する。

2 委員会が、審査の結果、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断したときは、区長は当該入札価格の入札者を落札者とせず、入札者に落札者とならない旨を通知する。

3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準を下回らない価格で入札したものである場合は、前2条の規定を準用する。

4 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準を下回らない価格の全ての入札者を落札者とし、その旨を通知する。

(審査結果の公表)

第10条 区長は、低入札価格調査の結果について、当該入札経過調書に低入札価格調査結果を付して閲覧に供する。

(監督、検査体制等の強化)

第11条 第9条第1項及び第3項の規定により落札者を決定した場合は、当該落札者の適正な履行の確保を図るため、施工に当たっての監督・検査体制等の強化に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に規則第7条の規定に基づき公告する入札から適用する。